

公 募

木曽川で伐採した樹木を採取する事業者を公募いたします。
～河川法第25条を適用した公募型伐木採取の試行～

1. 目的

木曽川の河川内には多くの樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水時の流れの妨げとなることや、局所的に流速を速め、堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があるなど、治水上問題があります。さらに河川内の樹林化により、河川巡視に支障を来したりゴミ等が不法投棄されるなど、維持管理や環境上の問題もあります。

このため、国土交通省木曽川上流河川事務所では、これらの対策として順次河川内の樹木の伐採作業を行っております。

しかしながら樹木伐採には相当の費用を要することから、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図る試みとして、伐採した樹木を採取する事を希望する事業者（企業・団体）を公募により募り、河川法第25条による採取許可により、河川内伐採樹木を採取する取り組みを試行いたします。

2. 募集概要

（1）応募から採取までの流れ

木曽川で伐採した樹木を採取する事を希望する者は、この公募文に記載された内容に従い応募書類を作成し、後述の応募方法に従い応募書類を提出してください。

受理した応募書類の内容を確認し、応募参加資格及び採取計画等の審査を経て「採取申請者」を選定いたします。選定にあたっては、伐採及び採取の計画についてより具体性があり、安全対策等の優れている者を選定いたします。応募者多数の場合はさらに抽選を実施する場合もあります。

選定結果は応募者へ通知すると共に、木曽川上流河川事務所のホームページ（URLは別記）に掲載いたします。

また、選定された「採取申請者」は、河川内の伐採した樹木を採取するため、河川法第25条に基づく許可申請手続きを実施していただきます。申請手続きの方法については、選定後に打合せにて説明いたします。

河川法第25条の許可書を発行した後に、採取作業の着手が可能となります。

（2）募集期間

平成27年11月4日（水） ～ 平成27年11月18日（水）

※応募書類は郵送により平成27年11月18日必着

(3) 樹木の採取場所

①木曽川 左岸 河川敷 (河口からの距離 41.2k ~ 41.6k 付近)

②木曽川 南派川右岸 (木曽川本川合流地点からの距離 5.2k ~ 5.6k)

※詳細な場所については別添資料を参照してください。

※以上の内 1 箇所あるいは複数箇所を選定できます。

(4) 樹木の採取期間 (予定)

平成 28 年 1 月 ~ 平成 28 年 3 月

※土日祝日を除く平日の 8 時 30 分から 17 時 00 分

※期間については予定であり、後日変更となる場合があります。

(5) 樹木の種類

主に広葉樹 (ヤナギ等)

(6) 伐採した樹木の採取の条件

伐採した樹木の採取を行う上での諸条件については以下のとおりです。採取作業における注意事項については必ず履行してください。

1. 採取対象となる河川内樹木は後述の関連工事にて伐採し、採取場所に集積いたします。樹木採取者は採取場所にて、集積された伐採樹木を積み込みし、搬出してください。
2. 伐採した樹木は関連工事にて 1 本当たり長さ 2 m 程度に切断いたします。
3. 枝葉・根株等は関連工事にて別途処分いたします。
4. 採取場所への搬入出路は関連工事にて整備いたします。
5. 採取場所②については伐採した樹木がすでに存置されています。
伐採後、約 1 年が経過しています。
6. 採取した樹木の数量 (m³ 又は t) を計測し、伝票等資料を添えた集計表を提出してください。
7. 採取場所においては使用機材等の整理整頓に努めてください。
8. 積み込み、運搬時等においては事故の発生、第三者災害の防止に努めてください。万が一事故等が発生した際の全ての責任は樹木採取者が負うものとします。事故の内容によっては採取許可を取り消す場合もあります。
9. 採取した樹木の搬出において、道路の通行に必要となる関係機関 (道路管理者・警察署) との手続きについては、樹木採取者が行うものとします。
なお採取場所①において一部大型車両通行禁止区間があり、通行のために関係機関との手続きが必要となります。
10. 採取が完了したのち、現地において木曽川上流河川事務所職員による履行確認を行います。その際は立ち会うものとし、計測や資料提示に協力してください。また、伐採及び採取作業中の状況について写真撮影を行い、立ち会い時に提示してください。

(7) 関連工事

- ①木曽川 左岸 河川敷（河口からの距離 41.2k ～ 41.6k 付近）
「平成 27 年度 木曽川維持工事」（平成 27 年 9 月 25 日～平成 28 年 3 月 10 日）
- ②木曽川 南派川右岸（木曽川本川合流地点からの距離 5.2k ～ 5.6k）については
伐採樹木が存置しており、関連工事はありません。

※関連工事とは、国土交通省が発注している工事です。採取場所にて採取対象の樹木伐採を実施しています。伐採した樹木の採取においては工程等の調整が必要となります。

(8) 採取申請者の選定結果の通知

- ①「採取申請者」の選定結果は応募者に通知します。通知の時期は 11 月下旬を予定しています。
- ②選定結果については以下URLのホームページにおいて「インフォメーション」に掲載する予定です。
木曽川上流河川事務所HP：<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/index.html>

3. 応募参加資格

- (1) イ 採取目的が採取した樹木を自ら製品等に加工もしくは利用する者であること。
ロ 採取目的である原木の製品等の加工もしくは利用について、実績を有する者。
- (2) 応募者の内、以下のいずれかに該当する者は参加資格に適合しないと判断し選定されません。
 - イ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
 - ロ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年 勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
 - ハ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - ニ 直近1年間の税を滞納している者
 - ホ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
 - ヘ 採取した河川産出物を自ら製品等へ加工・利用せず、原木を第三者へ転売する者
 - ト その他、木曽川上流河川事務所長が参加不相当と判断する者

4. 採取申請者の決定について

応募書類を確認し、「採取計画に関する事項」について採取計画の具体性、安全対策等を評価して、2.（3）の樹木の採取場所1箇所につき1者を選定いたします。

応募者多数の場合は抽選を実施する場合もあります。

また、応募者が少数の場合で複数箇所を希望する者がいる場合は、同一の者が複数箇所について選定される場合もあります。

5. 応募方法

(1) 応募書類

河川内樹木の採取を希望する者は、以下に記載する事項を示した応募書類を作成し、以下の送付先へ郵送にて送付してください。

応募書類作成においては、別紙応募様式あるいは任意様式にて必要事項を記載し、必要な資料等を添付してください。なお、記載内容及び添付資料に不備がありますと非選定となる場合がありますので、ご注意ください。

【基本事項】

イ 応募者の氏名（法人の場合は法人名及び代表者名）、住所、連絡担当者名及び連絡先（電話・FAX番号）

※住所及び連絡先は、応募書類の内容について確認する場合や、選定結果通知及び当選後の連絡にのみ使用する。

【応募資格に関する事項】

- ロ 採取の目的、採取を希望する河川産出物（伐採樹木）の用途
（使途例：製紙材料となるチップ、バイオマス燃料、農業用堆肥等）
（加工した製品の流通先について具体的に記載）
- ハ 採取した原木の製品等への加工もしくは利用についての実績
（法人の場合、法人格を有している事が確認できる資料）
（事業パンフレット、工場及び販売実績を証明できるもの）
- ニ その他、応募参加資格に合致する事を証明する資料

【採取計画に関する事項】

- ホ 採取に関する計画
（作業予定期間、作業実施責任者氏名及び保有資格、搬出方法）
- ヘ 採取を実施する工程
 - ・工程表
 - ・運搬車両の走行ルート
- ト 伐採樹木等（河川産出物）の搬入施設に関する事項
 - ・ストックヤードの位置、広さ
 - ・工場等施設の位置、大きさ、設備
 - ・河川産出物の日当たり使用量（あるいは生産量、処理量）
- チ 過去の河道内樹木採取の実績（年次、場所、規模等）
※該当ない場合は不要
- リ 安全対策等（作業における安全管理、第三者への安全確保、交通安全対策）の実施内容
※①木曽川 左岸 河川敷（河口からの距離 41.2k ～ 41.6k 付近）については採取場所付近にある遊歩道及びサイクリングロードの利用者への安全対策（交通誘導員の配置等）の実施内容。

(2) 応募書類の送付先

〒 500-8801 岐阜県岐阜市忠節町 5 丁目 1 番地

国土交通省中部地方整備局 木曽川上流河川事務所
管理課 維持係 宛

(3) 応募書類の提出期限

平成 27 年 11 月 18 日 (水) 必着

6. その他

(1) 留意点

＊伐採樹木の扱いについて

河川内樹木を伐採して廃棄物として処理する場合は一般廃棄物として扱われる事が多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）」に基づく適正な対応が求められますが、今回の採取においては伐採した樹木を河川産出物として扱っており、原木の搬出にあたっての収集運搬許可や搬出先施設の廃棄物処理施設許可について必要としないものとします。ただし加工製品化しない部分の枝葉・幹等を処分する場合は廃掃法に基づき適正に対処してください。

＊河川産出物の採取許可について

河川法第 25 条に規定されている事から、法に基づく許可申請手続きが必要となります。

＊樹木の採取に係る費用について

伐採した樹木は無償にて採取できるものであり、河川管理者が料金を徴収するものではありません。

また河川法第 32 条では都道府県知事は同法第 25 条の許可を受けた者から河川産出物採取料を徴収できる事になっていますが、今回の河川内樹木は採取料を徴収しないものとします。

ただし採取作業において要する費用については、選定された者が自ら負担するものとします。

＊次回の公募について

今回の公募は試行的な取り組みであり、今後継続的に実施するものではありません。ただし今回の試行の結果、及び河川内樹木の繁茂状況等を勘案し、同様の取り組みを実施する場合があります。

(2) 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 管理課 維持係
TEL:058-251-1325 FAX:058-251-6581

受付時間：平日の 10 時から 17 時まで

※問い合わせは電話・FAXにて受付いたします。FAXの場合は折り返しの連絡先（電話番号またはFAX番号）を必ず記載いただくようお願いいたします。

(参考) 関係法令

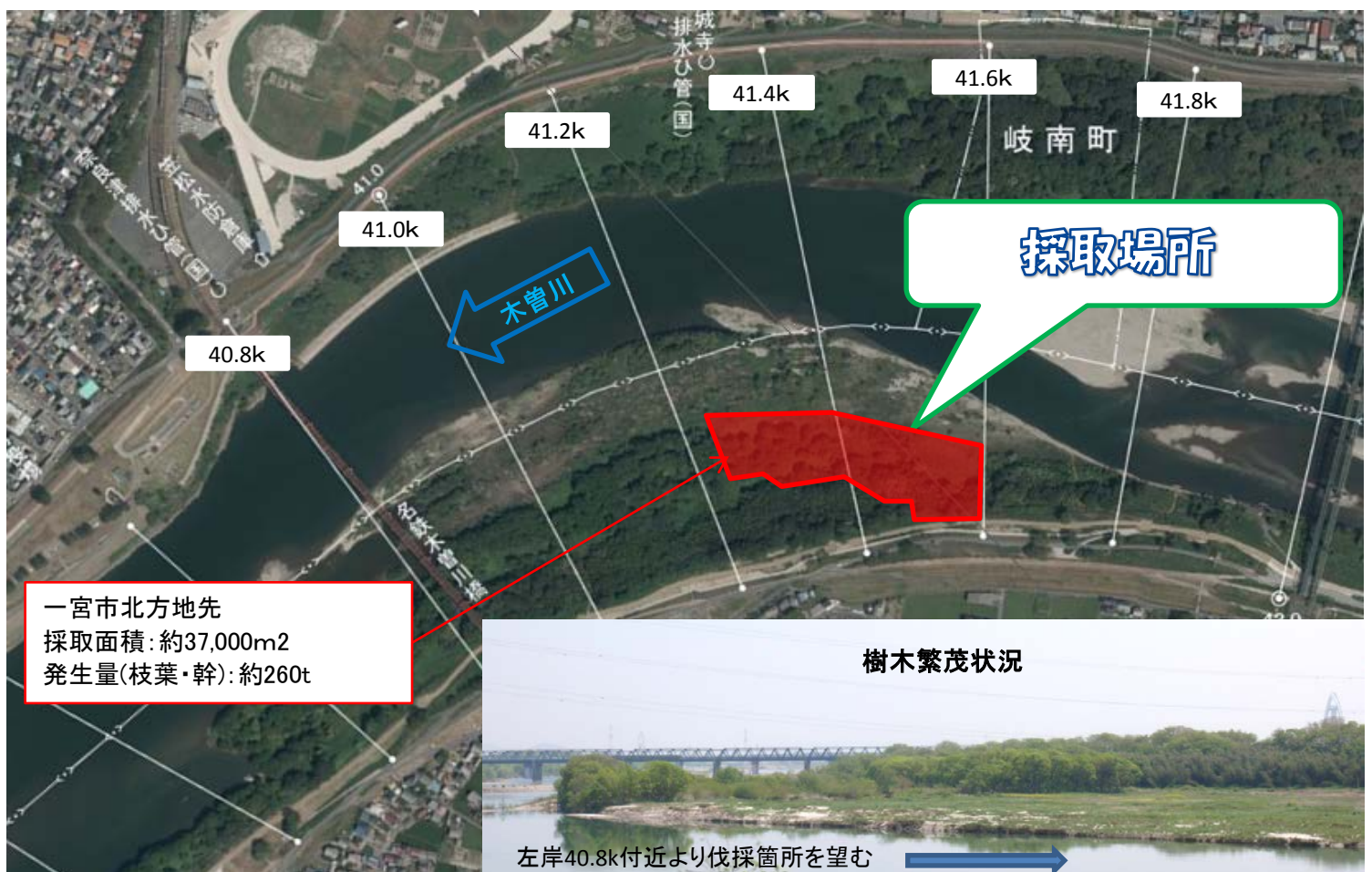
河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

第二十五条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

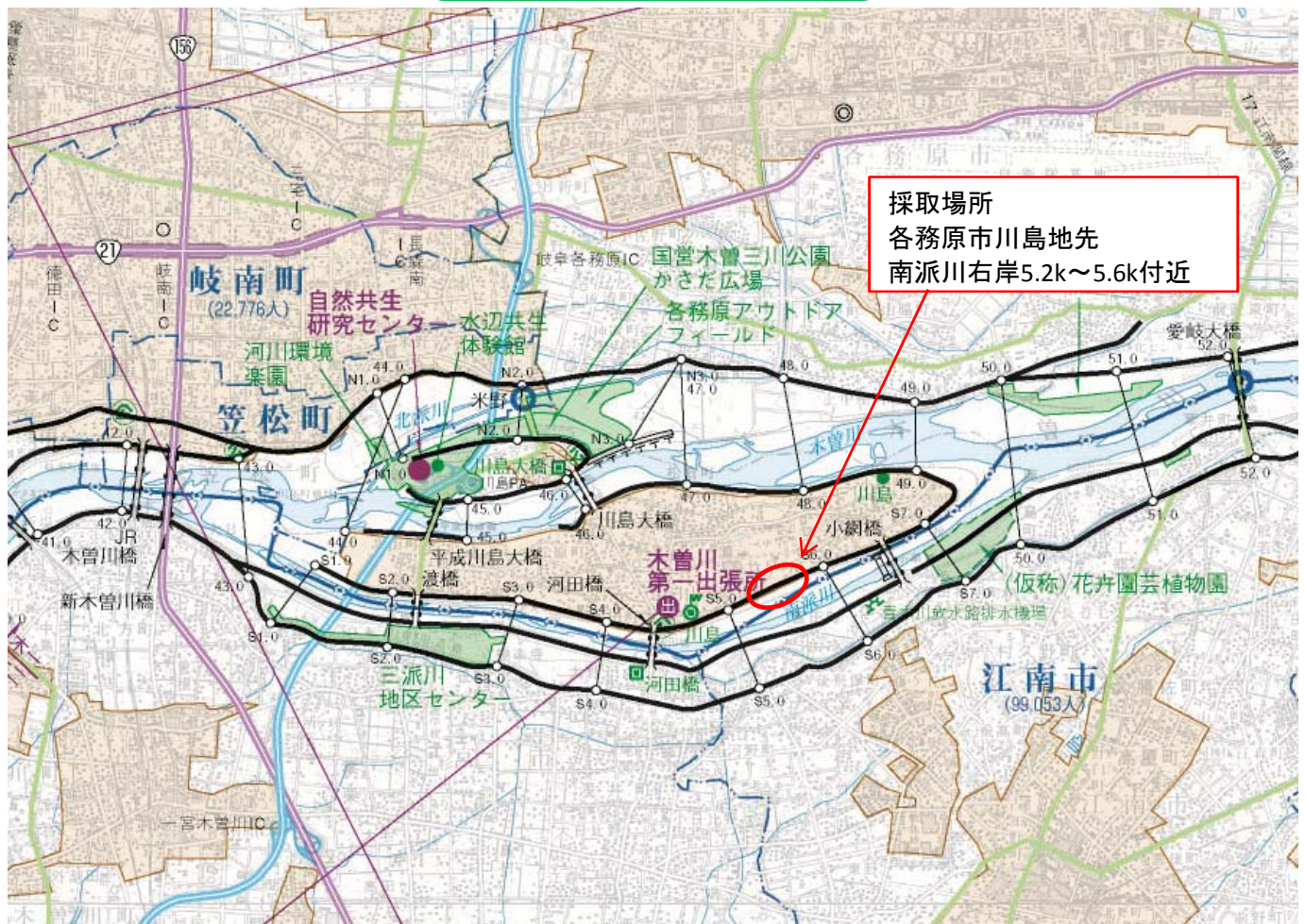
河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）

第十五条 法第二十五条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者で指定するものとする。

採取場所位置図①



採取場所位置図②



平成 年 月 日

中部地方整備局

木曽川上流河川事務所

応募者

住所 〒

会社名等

氏名

印

平成27年11月4日付で公募されました、河川内の伐採樹木の採取について応募します。

記

1. 樹木採取希望場所 ※希望する場所の番号を、希望順に記載してください。
希望しない場所の番号は記載せず、空欄にしてください。

① 木曽川 左岸 河川敷（河口からの距離41.2k～41.6k 付近）

② 木曽川 南派川右岸 （木曽川本川合流地点からの距離5.2k～5.6k）

第1希望	第2希望

2. 伐採木の使用目的

3. 応募者の連絡先

住所 :

連絡担当者 :

電話番号（携帯可）:

f a x :

メールアドレス :

4. 採取作業計画

作業予定期間： 月 日 ～ 月 日（のうち 日間）を予定

作業実施責任者：（氏名）

（会社等における役職）

（保有資格）

採取方法：（作業体制） 一日あたり 人で実施予定

（使用資機材）

搬出方法：（積込機器）

（運搬車両）

（搬出先） 施設名

住所

5. 応募参加資格等の証明

（１）参加資格の合致状況 ※該当する項目の□全てにレ点を記入願います。

☐公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年 勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。

☐公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

☐直近１年間の税を滞納している者ではない。

☐警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

☐採取した河川産出物を自ら製品等へ加工・利用せず、第三者へ転売する者ではない。

（２）応募参加資格を証明する資料等（自由様式にて添付）

１．採取の目的、採取を希望する河川産出物の用途・・・・・・・・資料 P.〇〇

２．原木の製品等への加工もしくは利用についての実績・・・・・・・・資料 P.〇〇

３．その他、応募参加資格を証明する資料・・・・・・・・資料 P.〇〇